

八代市住民票の写し等の第三者請求に係る本人通知制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前の申請により登録された者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正な請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本及び抄本並びに除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人又はその他請求をする者と異なる者
- (2) 住民基本台帳法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人又はその他請求をする者と異なる者
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項の規定（同法第12条の2において準用する場合を含む。）により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、登録の申請の日において次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳（消除された住民票を含む。）に記録されている者
- (2) 戸籍法の規定により本市が編製した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載又は記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。

(登録の申請等)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ八代市本人通知制度登録申請書（第1号様式）により市長に登録の申請を行わなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人写真が貼付されたものに限る。）その他本人であることを証するため市長が適当と認

める書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請を対象者の代理人が行うときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備え付けの公簿等の記載又は記録により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

4 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送付に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の規定による申請をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申請をすることができないとき。

(2) 他の市区町村に居住している場合において、窓口で直接申請をすることが困難なとき。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

（登録）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは八代市本人通知制度登録者名簿（第2号様式。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、第1項の規定により登録者名簿に記載したときは、登録決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 登録の期間は、登録者名簿に記載された日から起算して3年とする。

（登録の変更等）

第6条 登録者名簿に記載された者（以下「登録者」という。）は、氏名、住所その他登録した内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、八代市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（第4号様式）により市長に届出なければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の届出について準用する。

（登録の更新）

第7条 登録の期間が満了する者で、登録の更新申請をしようとするものは、八代市本人通知制度登録申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、登録の期間が満了する日の1か月前から行うことができる。この場合において、新たな登録期間は従前の登録期間の満了日の翌日から起算するものとする。

3 第4条第2項から第5項までの規定は、第1項に規定する更新申請に準用する。

（本人通知）

第8条 市長は、登録者名簿に登録した日以後に第三者からの請求により登録者の住民票の写し等の交付をしたときは、次に掲げる事項を記載した第三者請求に伴う交付通知書（第5号様式）により、当該登録者にその旨を通知するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数

(3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分

(登録の廃止)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を廃止するものとする。

- (1) 第5条に規定する登録期間が満了したとき。
- (2) 第6条の規定による廃止の届出があったとき。
- (3) 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票に消除の記載をしたとき。
- (5) その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。